

件名：漁業法に基づく指示事項

(沖縄海区漁業調整委員会)

沖縄海区漁業調整委員会指示15第3号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年9月1日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 伊野波盛仁

(操業の承認)

1 別表に掲げる海域において、次に掲げる漁業を操業しようとする者は、別に定める南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業承認取扱要領により、使用する船舶ごとに沖縄海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

(1) 第一種共同漁業のうち、イセエビ漁業、シャコガイ漁業、ヤコウガイ漁業又はサザエ漁業

(2) 沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第5条第5号の潜水器漁業

(船舶のふくそうする水域内での漁業の制限)

2 別表に掲げる海域の船舶のふくそうする水域内では、1に定める沖縄海区漁業調整委員会の承認を受けた者であっても、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(この指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(みなし承認)

4 南大東村に住所を有する者は別表の1の項の海域における漁業の操業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の海域における漁業の操業について、それぞれ平成15年9月1日に1の承認を受けたものとみなす。

別表

1	(海域の位置) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次結んだ線並びにイとチを結んだ線により囲まれた区域のうち、南大東島の最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域 (基点及び点の位置) 基点 二等水準点第20156号南大東村字池之沢54番地 点イ 基点から27度00分3,250メートルの点 点ロ 基点から63度00分4,800メートルの点 点ハ 基点から87度00分5,100メートルの点 点ニ 基点から122度30分5,100メートルの点 点ホ 基点から143度00分5,100メートルの点 点ヘ 基点から171度30分4,300メートルの点 点ト 基点から228度00分3,500メートルの点 点チ 基点から330度00分2,200メートルの点
2	(海域の位置) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次結んだ線並びにイとチを結んだ線により囲まれた区域のうち、北大東島の最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域 (基点及び点の位置) 基点 四等三角点平39黄金山 点イ 基点から70度00分3,400メートルの点 点ロ 基点から83度00分5,100メートルの点 点ハ 基点から128度00分4,900メートルの点 点ニ 基点から140度00分4,400メートルの点 点ホ 基点から160度00分3,500メートルの点

点へ	基点から193度00分2,200メートルの点
点ト	基点から259度00分1,500メートルの点
点チ	基点から323度00分2,300メートルの点